

昭和56年5月以前に建てられた家にお住まいの方へ

簡易耐震診断を申し込んでください

- ①条件確認 プレファブ住宅、ツーバイフォー住宅など対象とならない住宅があります
お問い合わせは、建築指導課06-6489-6647まで
- ②申し込み 住宅の建築時期がわかる書類と付近見取図を添えて申込書を提出してください
- ③診断手数料 木造戸建住宅の場合3,000円です（診断の後に納めていただきます）

市が診断員を派遣します

- ①現地調査 診断員が住宅の調査に伺います
一階の間取り図があれば外からの調査で済ませることもできます
- ②診断結果 **木造戸建住宅の場合** 耐震性は「評点」で示されます

評点

2.25~0 (診断適用外)

1.5以上	安全
1.5未満 1.0以上	一応安全
1.0未満 0.7以上	やや危険
0.7未満	危険

$$\begin{array}{l} \text{壁の量・配置、筋} \\ \text{かいの有・無から} \\ \text{決まる数値} \\ 2.25 \sim 0.21 \end{array} \times \begin{array}{l} \text{基礎の形状、老朽} \\ \text{化の度合などから} \\ \text{決まる数値} \\ 1.00 \sim 0 \text{ (診断適用外)} \end{array}$$

次の条件を満たすと評点は高くなります

- 壁の量が多い（面積が広く、屋根が重いと、壁はたくさん必要）
- 壁が四周にバランスよく配置されている
- 筋かいが入っている



評点が低い場合は耐震改修工事が必要です

- ①補助制度 県が耐震改修の計画策定及び工事にかかる費用の一部を補助します
お問い合わせは、県庁建築指導課防災耐震係078-362-4340まで
- ②関連制度 アドバイザー派遣制度(耐震改修工事を計画する県民の方に専門家を派遣)
住宅改修業者登録制度(一定の要件を満たしたリフォーム業者の登録、情報提供)などがあります
お問い合わせは、ひょうご住まいサポートセンター078-360-2536まで